

群馬県による「出荷自粛」要請水域及び・  
 ヤマメ、イワナ(養殖を除く)の原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限水域  
 (平成30年1月29日現在)



(水域区分)

..... (紫の点線) → 国: ヤマメ・イワナの「出荷制限」水域(採捕魚の再放流)

● (橙色の円) → 県: ヤマメ・イワナ・ウグイ・コイの「出荷自粛」(赤城大沼のみ)